

2021年版

今年こそ！

商法を得点源に！

商法総則・商行為  
解法ナビゲーション講座

講師：山田齊明



リーダーズ総合研究所



辰巳法律研究所  
Tatsumi legal institute

## 【商法総則・商行為☆解法ナビゲーション講座】

1 商法の適用	1
2 商号	3
3 商業使用人	7
4 代理商	11
5 仲立人・問屋	13
6 商行為①	17
7 商行為②	21
8 商行為③	25
9 商事売買	27
10 場屋営業・物品運送	29

# 商法の適用

## STEP 1 肢別ドリル

<p>01-01 行政書士試験 平成28年</p>	<p>Q 商人の営業、商行為その他商事については、他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、商法の定めるところによる。</p> <p>☛ ○ (商法1条1項)</p>
<p>01-02 行政書士試験 平成28年</p>	<p>Q 商事に関し、商法に定めがない事項については、民法の定めるところにより、民法に定めがないときは、商慣習に従う。</p> <p>☛ × (商法1条2項)</p>
<p>01-03 司法試験 平成24年</p>	<p>Q 商事に関しては、商法に定めがない事項について商慣習があれば、それに従う。</p> <p>☛ ○ (商法1条2項)</p>
<p>01-04 司法試験 平成24年</p>	<p>Q 商慣習が民法上の強行規定に優先して適用されることはない。</p> <p>☛ × (商法1項2項)</p>
<p>01-05 行政書士試験 平成28年</p>	<p>Q 公法人が行う商行為については、法令に別段の定めがある場合を除き、商法の定めるところによる。</p> <p>☛ ○ (商法2条)</p>
<p>01-06 行政書士試験 平成28年</p>	<p>Q 当事者の一方のために商行為となる行為については、商法をその双方に適用する。</p> <p>☛ ○ (商法3条1項)</p>
<p>01-07 行政書士試験 平成28年</p>	<p>Q 当事者の一方が2人以上ある場合において、その1人のために商行為となる行為については、商法をその全員に適用する。</p> <p>☛ ○ (商法3条2項)</p>
<p>01-08 行政書士試験 平成29年</p>	<p>Q 商人とは、自己の計算において商行為をすることを業とする者をいう。</p> <p>☛ × (商法4条1項)</p>

01-09 行政書士試験 平成29年	Q 店舗によって物品を販売することを業とする者は、商行為を行うことを業としない者であっても、商人とみなされる。 ☛ ○ (商法4条2項)
01-10 行政書士試験 平成29年	Q 商法は一定の行為を掲げて商行為を明らかにしているが、これらの行為は全て営業としてするとき限り商行為となる。 ☛ × (商法501条)
01-11 行政書士試験 平成29年	Q 商行為とは、商人が営業としてする行為または営業のためにする行為のいずれかに当たり、商人でない者の行為は、商行為となることはない。 ☛ × (商法501条)
01-12 予備試験 平成30年	Q 利益を得て譲渡する意思をもって動産を有償取得する行為は、商人が行う場合に限り、商行為となる。 ☛ × (商法501条)
01-13 司法試験 平成18年	Q 会社でない者が、結婚の媒介を引き受ける行為は、営業としてするときは、商行為となる。 ☛ ○ (商法502条11号)
01-14 司法試験 平成21年	Q 宅地建物取引業者は、買主からの委託によって土地の売買の媒介をした場合であって、売主からの委託によるものでなく、かつ、売主のためにする意思をもってしたものでないときでも、当該売主に対し、相当な報酬を請求することができる。 ☛ × (商法502条11号)
01-15 司法試験 平成18年	Q 旅館業を営む者(会社でない者)が無償で客を送迎することを引き受ける行為は、商行為である。 ☛ ○ (商法503条1項)
01-16 行政書士試験 平成29年	Q 商人の行為は、その営業のためにするものとみなされ、全て商行為となる。 ☛ × (商法503条1項、2項)

## STEP 1 肢別ドリル

02-01 司法試験 平成18年	Q 会社でない者は、その商号中に「合名会社」という文字を用いることはできない。 ☛ ○ (会社法7条)
02-02 司法試験 平成26年	Q 商人の商号は、その商人の氏又は名を含まなければならない。 ☛ × (商法11条1項)
02-03 予備試験 令和2年	Q 個人商人の商号は、その個人商人の氏又は名のいずれかを含まなければならない。 ☛ × (商法11条1項)
02-04 予備試験 令和2年	Q 個人商人は、その商号の登記をしないこともできる。 ☛ ○ (商法11条2項)
02-05 司法試験 平成18年	Q 商人は、その商号を登記しなければならない。 ☛ × (商法11条2項)
02-06 司法試験 平成26年	Q 商人は、自己と誤認されるおそれのある名称を不正の目的をもって使用する者がある場合において、その名称の使用によって営業上の利益が侵害されたときであっても、商号の登記をしていない限り、その侵害の停止を請求することができない。 ☛ × (商法12条1項、2項)
02-07 司法試験 平成20年	Q 不正の目的をもって、他の商人であると誤認されるおそれのある商号を使用している者があるときは、これにより営業上の利益を侵害されるおそれがある商人は、その名称を商号として登記していなくとも、その者に対し、その侵害の予防を請求することができる。 ☛ ○ (商法12条1項、2項)

<p>02-08 司法書士試験 平成29年</p>	<p>Q 商人は、その商号の登記をしなければ、不正の目的をもって自己の商号を使用する者に対し、その使用の差止めの請求をすることができない。 ☛ × (商法12条1項、2項)</p>
<p>02-09 司法試験 平成18年</p>	<p>Q 名板貸しの事実を取引の相手方が知っていたときは、名板貸人の責任は生じない。 ☛ ○ (商法14条)</p>
<p>02-10 司法試験 平成26年</p>	<p>Q 自己の商号を使用して営業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人がその営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、その取引によって生じた債務を当該他人の財産をもって完済することができない場合に限り、連帯してその債務を弁済する責任を負う。 ☛ × (商法14条)</p>
<p>02-11 行政書士試験 平成23年</p>	<p>Q 商人Aが、商人Bに対してAの商号をもって営業を行うことを許諾したところ、Aの商号を使用したBと取引をした相手方Cは、当該取引(以下、「本件取引」という。)を自己とAとの取引であると誤認した。本件取引の相手方の誤認についてCに過失がなかった場合、契約はAの商号を使用したBとCの間で成立するが、AはBと連帯して本件取引によって生じた債務について責任を負う。 ☛ ○ (商法14条)</p>
<p>02-12 司法試験 平成26年</p>	<p>Q 商人は、その営業を廃止するときは、その商号を譲渡することができる。 ☛ ○ (商法15条1項)</p>
<p>02-13 司法試験 平成20年</p>	<p>Q 商号は、営業とともにする場合には譲渡することができるが、営業を廃止する場合には譲渡することができない。 ☛ × (商法15条1項)</p>
<p>02-14 予備試験 平成27年</p>	<p>Q 商人は、営業とともにする場合でなければ、商号を譲渡することができない。 ☛ × (商法15条1項)</p>
<p>02-15 司法書士試験 平成29年</p>	<p>Q 商号は、営業とともにする場合又は営業を廃止する場合に限り、譲渡することができる。 ☛ ○ (商法15条1項)</p>

02-16 予備試験 平成27年	Q 登記した商号の譲渡は、その登記をしなければ、第三者に対抗することができない。 ☛ ○ (商法15条2項)
02-17 司法試験 平成20年	Q 商号の譲渡は、その登記をしなくとも、悪意の第三者に対抗することができる。 ☛ × (商法15条2項)

【MEMO】



# 商業使用人

## STEP 1 肢別ドリル

<p>03-01 司法試験 平成20年</p>	<p>Q 支配人は、営業所のうち支店に置かれるものであり、本店に置くことはできない。</p> <p>☛ × (商法20条)</p>
<p>03-02 行政書士試験 平成26年</p>	<p>Q 支配人は、商人の営業所の営業の主任者として選任された者であり、他の使用人を選任し、または解任する権限を有する。</p> <p>☛ ○ (商法20条、商法21条1項、2項)</p>
<p>03-03 予備試験 令和2年</p>	<p>Q 支配人は、個人商人に代わって、その営業に関し、裁判外の行為をする権限は有するが、裁判上の行為をする権限は有しない。</p> <p>☛ × (商法21条1項)</p>
<p>03-04 司法書士試験 平成28年</p>	<p>Q 支配人は、商人に代わってその営業に関する裁判外の行為をする権限は有するが、裁判上の行為をする権限は有しない。</p> <p>☛ × (商法21条1項)</p>
<p>03-05 司法試験 平成20年</p>	<p>Q 支配人は、弁護士でなくとも、商人に代わってその営業に関する裁判上の行為をする権限を有する。</p> <p>☛ ○ (商法21条1項)</p>
<p>03-06 予備試験 令和元年</p>	<p>Q 判例の趣旨によれば、個人商人のA営業所のみの支配人として選任された者がB営業所の営業に関する行為を行った場合には、その者は、善意の第三者に対しては、B営業所の支配人と同一の権限を有するものとみなされる。</p> <p>☛ × (商法21条1項)</p>
<p>03-07 行政書士試験 平成26年</p>	<p>Q 支配人の代理権の範囲は画一的に法定されているため、商人が支配人の代理権に加えた制限は、悪意の第三者に対しても対抗することができない。</p> <p>☛ × (商法21条1項、3項)</p>

<p>03-08 司法書士試験 平成28年</p>	<p>Q 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないが、支配人の代理権に加えた制限の登記の後であれば、当該第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときでない限り、当該第三者に対抗することができる。</p> <p>☛ × (商法21条3項)</p>
<p>03-09 行政書士試験 平成26年</p>	<p>Q 支配人は、商人に代わり営業上の権限を有する者として登記されるから、当該商人の許可を得たとしても、他の商人の使用人となることはできない。</p> <p>☛ × (商法21条1項、22条、23条1項3号)</p>
<p>03-10 司法試験 平成20年</p>	<p>Q 支配人は、商人の許可を受けないで、自ら営業を行うことや他の商人の使用人となることができない。</p> <p>☛ ○ (商法23条1項1号)</p>
<p>03-11 予備試験 平成28年</p>	<p>Q 支配人が商人の許可を受けないで自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をしたときは、当該取引によって当該支配人又は第三者が得た利益の額は、その商人に生じた損害の額と推定される。</p> <p>☛ ○ (商法23条2項)</p>
<p>03-12 司法書士試験 平成24年</p>	<p>Q 支配人が商人の許可を受けずに自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をしたときは、当該取引によって自己又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定される。</p> <p>☛ ○ (商法23条2項)</p>
<p>03-13 司法書士試験 平成28年</p>	<p>Q 支配人が商人の許可を受けないで自ら営業を行ったときは、当該営業によって自己が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定される。</p> <p>☛ × (商法23条2項)</p>
<p>03-14 行政書士試験 平成26年</p>	<p>Q 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、支配人として選任されていなくても、当該営業所の営業に関しては、支配人とみなされる。</p> <p>☛ × (商法24条)</p>
<p>03-15 予備試験 平成28年</p>	<p>Q 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、善意の相手方に対しては、当該営業所の営業に関し、支配人と同一の権限を有するものとみなされる。</p> <p>☛ × (商法24条)</p>

03-16 司法書士試験 平成28年	Q 商人がその営業所の使用人に営業所長の肩書を付与した場合には、当該商人は、当該使用人が当該営業所の営業の主任者であって代理権があると信じたことにつき過失がない第三者に対し、当該使用人が当該第三者との間で締結した当該営業所の営業に関する契約の無効を主張することができない。 ☛ ○ (商法24条)
03-17 予備試験 平成28年	Q 物品の販売を目的とする店舗の使用人は、善意の相手方に対しては、その店舗内に在る物品の販売をする権限を有するものとみなされる。 ☛ ○ (商法26条)
03-18 司法書士試験 平成24年	Q 物品の販売を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 ☛ × (商法26条)

【MEMO】

# 代理商

## STEP 1 肢別ドリル

<p>04-01 予備試験 平成28年</p>	<p>Q 代理商は、商業使用人の一種である。 ☛ × (商法27条)</p>
<p>04-02 司法試験 平成19年</p>	<p>Q Aの販売する商品をBが買い付けるに当たりCが関与する法的形態について、CがAから委託を受けた媒介代理商である場合には、売買契約はA・B間に成立する。 ☛ ○ (商法27条)</p>
<p>04-03 行政書士試験 平成17年</p>	<p>Q 商法上の代理商とは、一定の商人のために平常その営業の部類に属する取引の代理または媒介を行う独立した商人である。 ☛ ○ (商法27条)</p>
<p>04-04 司法試験 平成21年</p>	<p>Q 代理商は、取引の代理をした場合においては、商人の請求があるときに限り、遅滞なく、その旨の通知を発しなければならない。 ☛ × (商法27条)</p>
<p>04-05 司法試験 平成21年</p>	<p>Q 代理商は、商人の許可を受けなければ、自ら営業を行うことができない。 ☛ × (商法28条1項各号)</p>
<p>04-06 司法試験 平成21年</p>	<p>Q 物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は、売買契約成立後、当該売買契約の目的物に契約内容不適合がある旨の買主からの通知を受ける権限を有する。 ☛ ○ (商法29条)</p>
<p>04-07 司法試験 平成21年</p>	<p>Q 代理商は、契約の期間を定めなかったときは、いつでも、その代理商契約を解除することができる。 ☛ × (商法30条1項)</p>

<p>04-08 司法試験 平成21年</p>	<p>Q  代理商は、取引の代理をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、当事者が別段の意思表示をしていない限り、その弁済を受けるまでは、当該取引によって占有するに至った物以外の物であっても、商人のために当該代理商が占有する物を留置することができる。</p> <p>☛ ○ (商法31条)</p>
<p>04-09 予備試験 令和2年</p>	<p>Q  代理商の留置権の目的物は、個人商人の所有する物又は有価証券であることを要する。</p> <p>☛ × (商法31条)</p>

# 仲立人・問屋

## STEP 1 肢別ドリル

### 【仲立人】

<p>05-01 行政書士試験 平成17年</p>	<p>Q 商法上の仲立人とは、他人間の商行為について、代理または媒介をなすことを業とする者である。</p> <p>☛ × (商法543条)</p>
<p>05-02 司法試験 平成19年</p>	<p>Q Aの販売する商品をBが買い付けるに当たりCが関与する法的形態について、CがAから委託を受けた仲立人である場合には、売買契約はC・B間に成立する。</p> <p>☛ × (商法543条)</p>
<p>05-03 司法書士試験 平成22年</p>	<p>Q 仲立人は、委託者のため商行為の成立に尽力する義務を負う場合であっても、媒介する商行為に関し、当事者に対して善良な管理者の注意をもって事務を処理する義務は負わない。</p> <p>☛ × (民法656条、644条)</p>
<p>05-04 司法試験 平成22年</p>	<p>Q 仲立人は、その媒介する行為に関して見本を受け取った場合でも、それを保管する義務を負わない。</p> <p>☛ × (商法545条)</p>
<p>05-05 司法書士試験 平成31年</p>	<p>Q 商法上の仲立人は、その媒介した見本売買において当該見本売買の一方の当事者であって媒介の委託を受けていなかったものから見本を受け取り、これを保管したときは、当該当事者に対して保管に関する報酬を請求することができる。</p> <p>☛ × (商法545条)</p>
<p>05-06 司法試験 平成22年</p>	<p>Q 仲立人は、その媒介する行為が当事者間に成立する前に、報酬を請求することができる。</p> <p>☛ × (商法550条1項、546条1項)</p>

05-07 司法書士試験 平成31年	Q 商法上の仲立人は、その媒介した取引の一方の当事者のみから媒介の委託を受けていた場合であっても、当該当事者の相手方に対してその報酬の半額を請求することができる。 ☛ ○（商法550条2項）
05-08 司法試験 平成22年	Q 仲立人は、別段の意思表示や慣習がない限り、その媒介している行為について当事者のために支払を受けることができない。 ☛ ○（商法544条）
05-09 司法書士試験 平成31年	Q 商法上の仲立人は、その媒介した売買契約の代金を自ら売主に支払ったときは、売主に対し、当該売買契約に基づき、売買の目的物の引渡しを請求することができる。 ☛ ×（商法544条）



【問屋】

<p>05-10 行政書士試験 平成17年</p>	<p>Q 商法上の問屋とは、自己の名をもって、他人のために、物品の販売または買入をなすことを業とする者である。</p> <p>☛ ○（商法551条）</p>
<p>05-11 司法試験 平成19年</p>	<p>Q Aの販売する商品をBが買い付けるに当たりCが関与する法的形態について、CがAから販売委託を受けた問屋である場合には、売買契約はA・B間に成立する。</p> <p>☛ ×（商法551条）</p>
<p>05-12 司法書士試験 平成22年</p>	<p>Q 問屋は、委託者のためにする売買に関し、委託者に対して善良な管理者の注意をもって事務を処理する義務を負う。</p> <p>☛ ○（商法552条2項、民法644条）</p>
<p>05-13 司法書士試験 平成22年</p>	<p>Q 問屋は、委託者のためにした売買について、相手方がその債務の履行をしない場合には、その履行をする責任を負う。</p> <p>☛ ○（商法553条）</p>
<p>05-14 司法書士試験 平成22年</p>	<p>Q 問屋は、委託者のためにした売買契約が成立した場合には、各当事者の氏名又は商号、行為の年月日及び契約の要領を記載した書面を作成し、署名し、又は記名押印した後に、その書面を委託者に交付する義務を負う。</p> <p>☛ ×（規定なし）</p>

**【MEMO】**

## 商行為①-商行為一般に関する規定

### STEP 1 肢別ドリル

<p>06-01 予備試験 平成28年</p>	<p>Q 商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合には、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかったときであっても、代理人に対して履行の請求をすることはできない。</p> <p>☛ × (商法504条)</p>
<p>06-02 司法試験 平成19年</p>	<p>Q Aの販売する商品をBが買い付けるに当たりCが関与する法的形態について、判例によれば、Bにとって買付けが商行為である場合には、CがBから商品買付けの契約締結代理権を付与されていたが、CがAに対してBを代理して契約を締結する旨を表示しなかったときであっても、売買契約はA・B間に成立し、A・C間に契約が成立することはない。</p> <p>☛ × (商法504条、最判昭43.4.24)</p>
<p>06-03 司法試験 平成21年</p>	<p>Q 商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれを行い、かつ、相手方が本人のためにすることを過失なく知らなかった場合において、相手方が代理人との法律関係を主張したときは、本人は、相手方に対し、本人相手方間の法律関係を主張することができない。</p> <p>☛ ○ (商法504条、最判昭43.4.24)</p>
<p>06-04 司法試験 平成26年</p>	<p>Q 判例によれば、商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合において、相手方において、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人は自己のためにその行為をしたものとみなされ、相手方は、本人に対して履行の請求をすることができない。</p> <p>☛ × (商法504条、最判昭43.4.24)</p>
<p>06-05 行政書士試験 令和元年</p>	<p>Q 商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、相手方は、その選択により、本人との法律関係または代理人との法律関係のいずれかを主張することができる。</p> <p>☛ ○ (商法504条、最判昭43.4.24)</p>

<p>06-06 予備試験 平成29年</p>	<p>Q 相手方のためには商行為となる行為でなくても、数人の者がそのうちの一人のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が連帯して負担する。</p> <p>☛ ○ (商法511条1項)</p>
<p>06-07 行政書士試験 平成30年</p>	<p>Q 数人の者がその一人または全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が連帯して負担する。</p> <p>☛ ○ (商法511条1項)</p>
<p>06-08 行政書士試験 平成18年</p>	<p>Q 数人がその一人または全員のために商行為である行為によって債務を負担した場合は、その債務は各自が連帯してこれを負担する。</p> <p>☛ ○ (商法511条1項)</p>
<p>06-09 司法試験 平成20年</p>	<p>Q 当該債務を数人の者が負担する場合であっても、その債務が一人のために商行為となる行為によって負担したものであるときは、当該債務は、連帯債務とはならない。</p> <p>☛ × (商法511条1項)</p>
<p>06-10 行政書士試験 平成30年</p>	<p>Q 保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるときは、その債務は当該債務者および保証人が連帯して負担する。</p> <p>☛ ○ (商法511条2項)</p>
<p>06-11 予備試験 平成27年</p>	<p>Q 保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるときは、主たる債務者及び保証人が各別の行為によって債務を負担したときでも、その債務は、各自が連帯して負担する。</p> <p>☛ ○ (商法511条2項)</p>
<p>06-12 予備試験 令和3年</p>	<p>Q 保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるときは、当該主たる債務者及び当該保証人が各別の行為によって債務を負担したときであっても、その債務は、各自が連帯して負担する。</p> <p>☛ ○ (商法511条2項)</p>
<p>06-13 行政書士試験 平成18年</p>	<p>Q 商行為によって生じた債権を担保するために設定した質権については、質権者に弁済として質物の所有権を取得させることを契約で定めることができる。</p> <p>☛ ○ (商法515条)</p>

<p>06-14 予備試験 平成23年</p>	<p>Q 質権設定者は、設定行為において、質権者に弁済として質物の所有権を取得させることを約することができるとの規律は、当事者双方が商人である場合に限り適用される。</p> <p>☛ × (商法515条)</p>
<p>06-15 予備試験 平成28年</p>	<p>Q 商行為によって生じた債権を担保するために設定された質権の質権設定者は、債務の弁済期前の契約において、質権者に弁済として質物の所有権を取得させることを約することができる。</p> <p>☛ ○ (商法515条)</p>
<p>06-16 予備試験 平成27年</p>	<p>Q 商行為によって生じた債務の履行をすべき場所がその行為の性質又は当事者の意思表示によって定まらないときは、特定物の引渡しは債権者の現在の営業所(営業所がない場合にあっては、その住所)においてしなければならない。</p> <p>☛ × (商法516条)</p>

【MEMO】

## 商行為②-当事者の一方が商人である場合の規定

## STEP 1 肢別ドリル

07-01 行政書士試験 平成30年	Q 商行為の委任による代理権は、本人の死亡によって消滅する。 ☛ × (商法506条)
07-02 司法試験 平成18年	Q 商行為の委任による代理権は、本人の死亡によっては、消滅しない。 ☛ ○ (商法506条)
07-03 司法試験 平成25年	Q 商行為の委任による代理の場合であっても、代理権は、本人の死亡によって消滅する。 ☛ × (商法506条)
07-04 行政書士試験 平成25年	Q 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、遅滞なく契約の申込みに対する諾否の通知を発することを怠ったときは、その商人は当該契約の申込みを承諾したものとみなされる。 ☛ ○ (商法509条1項、2項)
07-05 予備試験 平成30年	Q 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しなければならず、これを怠ったときは、その商人は、当該契約の申込みを承諾したものとみなされる。 ☛ ○ (商法509条1項、2項)
07-06 司法試験 平成25年	Q 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、遅滞なく諾否の通知を発することを怠ったときは、その商人は、その契約の申込みを承諾したものとみなされる。 ☛ ○ (商法509条1項、2項)
07-07 司法試験 平成18年	Q 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しないときは、その申込みを拒絶したものとみなされる。 ☛ × (商法509条1項、2項)

<p>07-08 予備試験 平成28年</p>	<p>Q 商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときは、その申込みを拒絶したときであっても、その物品を保管する必要はない。</p> <p>☛ × (商法510条)</p>
<p>07-09 行政書士試験 平成18年</p>	<p>Q 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受け、申込みとともに受け取った物品がある場合において、その申込みを拒絶するときは、相当の期間内にその物品を相手方の費用により返還しなければならない。</p> <p>☛ × (商法510条)</p>
<p>07-10 司法試験 平成26年</p>	<p>Q 商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときでも、平常取引をする者から申込みを受けたときでなければ、その商人は、その物品を保管する義務を負わない。</p> <p>☛ × (商法510条)</p>
<p>07-11 行政書士試験 平成30年</p>	<p>Q 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。</p> <p>☛ ○ (商法512条)</p>
<p>07-12 行政書士試験 平成18年</p>	<p>Q 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をした場合は、報酬に関する契約がなくとも、相当の報酬を請求することができる。</p> <p>☛ ○ (商法512条)</p>
<p>07-13 予備試験 平成27年</p>	<p>Q 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、その他人が商人であるか否かにかかわらず、相当な報酬を請求することができる。</p> <p>☛ ○ (商法512条)</p>
<p>07-14 予備試験 平成30年</p>	<p>Q 委託を受けた商人がその営業の範囲内において委託者のために行為をした場合には、委託者との間で報酬についての合意がないときであっても、その委託者に対し、相当な報酬を請求することができる。</p> <p>☛ ○ (商法512条)</p>
<p>07-15 予備試験 平成23年</p>	<p>Q 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、その他人に対し、相当な報酬を請求することができるとの規律は、当事者双方が商人である場合に限り適用される。</p> <p>☛ × (商法512条)</p>



<p>07-16 司法試験 平成18年</p>	<p>Q 商人がその営業の範囲内において他人のために金銭の立替えをしたときは、当該商人は、当該他人に対して立替えの日以後の法定利息により算定した利息を請求することができる。</p> <p>☛ ○（商法513条2項）</p>
<p>07-17 司法試験 平成26年</p>	<p>Q 商人がその営業の範囲内において他人のために金銭の立替えをしたときは、その他人に対し、立替えの日以後の法定利息により算定した利息を請求することができる。</p> <p>☛ ○（商法513条2項）</p>
<p>07-18 司法予備 平成29年</p>	<p>Q 商人がその営業の範囲内において他人のために金銭の立替えをしたときは、その立替えの日以後の法定利息を請求することができる。</p> <p>☛ ○（商法513条2項）</p>

**【MEMO】**

## STEP 1 肢別ドリル

08-01  
行政書士試験  
平成25年

Q 商人である隔地者の間において承諾の期間を定めずに契約の申込みを受けた者が相当の期間内に承諾の通知を発しなかったときは、その申込みは、効力を失う。

☛ ○ (商法508条1項)

08-02  
予備試験  
平成27年

Q 商人である隔地者の間において承諾の期間を定めずに契約の申込みを受けた者が相当の期間内に承諾の通知を発しなかったときは、その申込みは、効力を失う。

☛ ○ (商法508条1項)

08-03  
司法試験  
平成20年

Q 当該債務が商人間における金銭の消費貸借によって生じたものであるときは、貸主は、約定をしなくとも、当該債務につき、法定利率による利息を請求することができる。

☛ ○ (商法513条1項)

08-04  
行政書士試験  
平成24年

Q 商人間において、その双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、当事者の別段の意思表示がない限り、債権者は一定の要件の下で、留置権(いわゆる商人間の留置権)を行使することができる。この「一定の要件」に関しては、債権が留置の目的物に関して生じたものでなくてもよいが、目的物が債務者との間における商行為によって債権者の占有に属した物であり、かつ、目的物が債務者所有の物であることを要する。

☛ ○ (商法521条本文)

08-05  
予備試験  
平成29年

Q 当事者の別段の意思表示がない限り、商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にある場合には、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物であれば、その物の占有取得後に債務者がその物の所有権を失ったときであっても、その物を留置することができる。

☛ ○ (商法521条本文)

<p>08-06 行政書士試験 平成18年</p>	<p>Q 当事者の一方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、債権の弁済を受けるまで、債権者が占有する債務者所有の物または有価証券を留置することができる。</p> <p>☛ × (商法521条本文)</p>
<p>08-07 司法試験 平成26年</p>	<p>Q 写真の撮影を業とする商人がその営業の部類に属する取引によって商人でない顧客に対して債権を有し、その弁済期が到来している場合において、その商人がその顧客の物を占有しているときは、当該債権がその物に関して生じたものでなくても、その商人は、当該債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。</p> <p>☛ × (商法521条本文)</p>

## 商事売買

## STEP 1 肢別ドリル

<p>09-01 予備試験 平成27年</p>	<p>Q 商人間の売買において、買主がその目的物の受領を拒んだために売主が相当の期間を定めて催告をした後にその物を競売に付したときは、売主は、遅滞なく、買主に対してその旨の通知を発しなればならず、これを怠ったときは、その競売は、無効となる。</p> <p>☛ × (商法524条1項)</p>
<p>09-02 司法試験 平成21年</p>	<p>Q 商人間の売買において、買主がその目的物の受領を拒んだために売主が相当の期間を定めて催告した後に競売に付した場合において、売主が買主に対してその旨の通知を遅滞なく発しなかったときは、当該競売は無効となる。</p> <p>☛ × (商法524条1項)</p>
<p>09-03 司法試験 平成24年</p>	<p>Q 商人間の売買において、買主が売買の目的物の受領を拒んだ場合には、売買契約は、直ちに解除されたものとみなされる。</p> <p>☛ × (商法524条1項)</p>
<p>09-04 司法試験 平成18年</p>	<p>Q 商人間の売買において、その性質上、特定の日時までには履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行の請求をした場合を除き、契約を解除したものとみなされる。</p> <p>☛ ○ (商法525条)</p>
<p>09-05 司法試験 平成24年</p>	<p>Q 商人間の売買において、売買契約が特定の日時に履行しなければ契約をした目的を達することができない性質のものであっても、当事者の一方が履行をしないでその日時を経過したことを理由に相手方がその契約の効力を失わせるためには、解除の意思表示をしなければならない。</p> <p>☛ × (商法525条)</p>
<p>09-06 予備試験 平成29年</p>	<p>Q 商人間の売買において、当事者の意思表示により、一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方が直ちにその履行の請求をした場合を除き、契約が解除されたこととなる。</p> <p>☛ ○ (商法525条)</p>

**【MEMO】**

# 場屋営業・物品運送

## STEP 1 肢別ドリル

### 【場屋営業】

10-01 司法試験 平成21年	Q その営業の範囲内において無報酬で寄託を受けたときは、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。 ☛ × (商法595条)
10-02 行政書士試験 平成30年	Q 自己の営業の範囲内で、無報酬で寄託を受けた商人は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。 ☛ × (商法595条)
10-03 予備試験 令和3年	Q 商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、善良な管理者の注意をもって、寄託物を保管しなければならない。 ☛ ○ (商法595条)
10-04 行政書士試験 平成27年	Q 場屋の営業主は、客から寄託を受けた物品について、物品の保管に関して注意を怠らなかったことを証明すれば、その物品に生じた損害を賠償する責任を負わない。 ☛ × (商法596条1項)
10-05 司法試験 平成21年	Q 客から寄託を受けた物品を滅失したときは、自己又はその使用人に過失がないことを証明することにより、その責任を免れることができる。 ☛ × (商法596条1項)
10-06 司法書士試験 平成30年	Q 場屋営業者は、客から寄託を受けた物品(貨幣、有価証券その他の高価品を除く。)の滅失については、不可抗力によるものであったことを証明しなければ、場屋の主人の責任を免れることができない。 ☛ ○ (商法596条1項)
10-07 司法書士試験 平成30年	Q 場屋営業者は、客が特に寄託していない物品であっても、場屋の中に携帯した物品(貨幣、有価証券その他の高価品を除く。)が、場屋の主人の使用人の不注意によって滅失したときは、場屋の主人の責任を負う。 ☛ ○ (商法596条2項)

<p>10-08 行政書士試験 平成27年</p>	<p>Q 客が特に寄託しない物品であっても、客が場屋内に携帯した物品が場屋の営業主またはその使用する者の不注意によって損害を受けたときは、場屋の営業主はその物品に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>☛ ○ (商法596条2項)</p>
<p>10-09 司法試験 平成21年</p>	<p>Q 客の携帯品について損害賠償の責任を負わない旨を告示したとしても、その責任を免れることができない。</p> <p>☛ ○ (商法596条3項)</p>
<p>10-10 司法書士試験 平成30年</p>	<p>Q 場屋営業者は、客から寄託を受けた物品が滅失した場合であっても、客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わない旨を告示していたときは、場屋の主人の責任を免れることができる。</p> <p>☛ × (商法596条3項)</p>
<p>10-11 行政書士試験 平成27年</p>	<p>Q 場屋の営業主が寄託を受けた物品が高価品であるときは、客がその種類および価額を明告してこれを場屋の営業主に寄託したのでなければ、場屋の営業主はその物品に生じた損害を賠償する責任を負わない。</p> <p>☛ ○ (商法597条)</p>
<p>10-12 司法試験 平成21年</p>	<p>Q 高価品については、客がその種類及び価額を明告して寄託したのでなければ、その物品の滅失によって生じた損害を賠償する責任を負わない。</p> <p>☛ ○ (商法597条)</p>
<p>10-13 司法書士試験 平成30年</p>	<p>Q 場屋営業者は、貨幣、有価証券その他の高価品については、その物品が滅失した場合であっても、客がその種類及び価額を明告してこれを場屋の主人に寄託したときを除き、場屋の主人の責任を負わない。</p> <p>☛ ○ (商法597条)</p>
<p>10-14 司法試験 平成21年</p>	<p>Q 客から寄託を受けた物品の全部滅失の場合の責任は、客が場屋を去った時から1年を経過したとき、時効によって消滅する。</p> <p>☛ ○ (商法598条1項)</p>
<p>10-15 司法書士試験 平成30年</p>	<p>Q 場屋営業者の責任は、客から寄託を受けた物品が滅失した時から1年を経過したときは、時効によって消滅する。</p> <p>☛ × (商法598条1項)</p>



【物品運送】

<p>10-16 行政書士試験 令和2年</p>	<p>Q 商法にいう「高価品」とは、単に高価な物品を意味するのではなく、運送人が荷送人から收受する運送賃に照らして、著しく高価なものをいう。</p> <p>☛ ×（最判昭45.4.21）</p>
<p>10-17 予備試験 令和2年</p>	<p>Q 運送人の過失によって運送品が延着したときは、当該運送人がその延着について賠償の責任を負う額は、債務不履行責任に関する民法の規定により定められる。</p> <p>☛ ○（商法575条）</p>
<p>10-18 予備試験 令和2年</p>	<p>Q 運送人の過失によって運送品の全部が滅失したときは、当該運送人は、荷受人に対しても、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>☛ ○（商法575条、581条1項）</p>
<p>10-19 予備試験 令和3年</p>	<p>Q 国内陸上運送人の被用者の過失により運送品が運送途中で全部滅失した場合には、荷受人は、当該運送人に対し、当該運送品の滅失により生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>☛ ○（商法575条、581条1項）</p>
<p>10-20 予備試験 令和2年</p>	<p>Q 高価品である運送品が滅失し、又は損傷した場合において、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知しなかったときは、運送人は、物品運送契約の締結の当時、当該運送品が高価品であることを知っていたとき又は運送人の故意若しくは重大な過失によってその滅失若しくは損傷が生じたときを除き、その滅失又は損傷について損害賠償の責任を負わない。</p> <p>☛ ○（商法577条1項）</p>
<p>10-21 行政書士試験 令和2年</p>	<p>Q 運送品が高価品であるときは、荷送人が運送を委託するにあたりその種類および価額を通知した場合を除き、運送人は運送品に関する損害賠償責任を負わない。</p> <p>☛ ○（商法577条1項）</p>
<p>10-22 行政書士試験 令和2年</p>	<p>Q 荷送人が種類および価額の通知をしなくても、運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたときは、運送人は免責されない。</p> <p>☛ ○（商法577条2項1号）</p>

<p>10-23 行政書士試験 令和2年</p>	<p>Q 運送人の故意によって高価品に損害が生じた場合には運送人は免責されないが、運送人の重大な過失によって高価品に損害が生じたときは免責される。</p> <p>☛ × (商法577条2項柱書)</p>
<p>10-24 予備試験 令和2年</p>	<p>Q 運送品に直ちに発見することができる損傷又は一部滅失があった場合には、運送人がその損傷又は一部滅失について負う損害賠償責任は、荷受人が異議をとどめないで当該運送品を受け取ったときは、当該運送品の引渡しの当時、当該運送人が当該運送品にその損傷又は一部滅失があることを知っていたときを除き、消滅する。</p> <p>☛ ○ (商法584条1項)</p>
<p>10-25 行政書士試験 令和2年</p>	<p>Q 高価品について運送人が免責されるときは、運送人の不法行為による損害賠償責任も同様に免除される。</p> <p>☛ ○ (商法587条本文)</p>



## Readers⇔Leaders

---



辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表) <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400 (代表)